特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に 関する事務【令和4年12月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和5年6月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を支給する。 (支給対象者) (1) 令和3年度は、基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、令和4年度は、基準日(令和4年6月1日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯 (2) (1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) (3) 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯(令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象者から除く。 (特定個人情報ファイルを取扱う事務)
	支給要件の確認に必要となる税情報等の情報照会 ・対象者の税情報等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。
③システムの名称	1 住民税非課税世帯等臨時特別給付システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税世帯等臨時特別	給付金ファイル
3. 個人番号の利用	
	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一(第100項)
法令上の根拠	2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第73条
	3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「公的給付金」に指定)
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
	✓選択時>

①実施の有無	 [実施する] 	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
	・ 番号法第19条第8号別表第二(第121項)				
②法令上の根拠	・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務 省令第7号)第59条の4				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部地域福祉課
②所属長の役職名	福祉保健部地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

小金井市総務部総務課情報公開係

小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

小金井市福祉保健部地域福祉課 連絡先 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9915

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	令和4年6月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	証書の種類			
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	€点項目評 [∙]	F価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載	芃
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない	Α
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供	共)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・注	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査					
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	外				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更前の記載変更後の記載			
令和4年6月28日	②事務の概要	の0 日市 (2) (1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家	(支給対象者) (1) 令和3年度は、基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯、令和4年度は、基準日(令和4年6月1日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(2)(1)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯)(3) 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯(令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象者から除く。	事前		
	IIしきいち判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後		
	IIしきいち判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日時点	令和4年6月1日時点	事後		
令和5年6月27日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の支給に関する事務【令和4年12月31日終了】	事後		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
_					